

当事務所に入所された、元裁判官である揖斐先生へのインタビューをお届けします。

揖斐先生は、昭和55年の任官以来、地裁所長や高裁部総括などの要職を歴任され、

40年以上の長きにわたり司法の第一線で活躍されてきました。

今回は、裁判官の働き方や裁判実務、今後の民事裁判の展望、日々の過ごし方などについて、お話を伺いました。



裁判官の働き方について

栗本：揖斐先生、本日はよろしくお願いいたします。揖斐先生は、裁判官として40年以上もの長きにわたり第一線でご活躍され、今年から弁護士として新たな一步を踏み出されました。まず、そもそも裁判官というお仕事は、どのような仕組みや体制で進められているものなのでしょうか。

揖斐：地方裁判所や家庭裁判所の裁判官は、基本的に合議体を構成する「部」に配置されています。部の中では、合議事件はもちろん、単独事件であっても、他の裁判官に相談をする「疑似合議」を行うことがあります（最終的には担当裁判官が自分の責任で判断をします）。

栗本：揖斐先生は、どのような配属だったのでしょうか。

揖斐：私は、東京地裁が初任でした。当時は、原則として、3年間の初任期間同じ部に配属されていました。私が任官した年は、たまたま新任判事補の姓の五十音順で民事部から配属されました。前年は、同じく五十音順で刑事部から配属されたと聞いています。結果として、この初任のときの配属が、その後、ほとんど民事事件を担当することにつながったように思います。なお、最近では、初任のときも民事と刑事の双方を担当する裁判官が多くみられるほか、その後も民事、刑事の双方を担当することが増えてきています。

栗本：五十音順でキャリアが決まったというのは、面白いエピソードですね。揖斐先生は、膨大な事件の記録をどのように整理されていたのですか。

揖斐：一般的なやり方があるわけではありませんが、私は

パソコンで事件の手控えを作っていました。手控えは、請求の趣旨、双方の主張の要旨、期日等での釈明事項、陳述及び提出の有無等を記録し、情報を継ぎ足していくイメージです。余裕があれば、主張整理の骨子案を作成し、その都度の心証をメモしていました。審理の進行に従い、心証の内容が絞り込まれていくことが理想ですし、尋問をする事件では、双方から陳述書が出た段階で、判決理由の骨子を検討します。実際に弁論を終結して判決起案をしてみると、中には事前に、簡単に排斥できと思っていた主張が簡単に排斥できず、起案に苦勞するということもありました。その意味では、実際に草稿を書いてみるということが非常に重要だと思っています。

栗本：実際に草稿を書いて論理を組み立ててみて、初めて気づく難しさがあるのですね。徹底して起案に向き合うとなると、やはり忙しかったですか。

揖斐：私自身は、悪い例であって、あまり若い人にお話できない（笑）のですが、最後まで納得できるまで完成度を高めたいというタイプです。普段から事件の記録を自宅に持ち帰り、夕食が終わると仕事をし、土日もその多くの時間を仕事に当てるといった感じでした。妻からは、「裁判官には労働基準法の適用はないの」とよく言われたものです。それが所長等の立場になると、若い裁判官などに向かって、「家庭も大事で、働き方改革をしなければいけない。」と言っていました。自分でできていないことをやるように言うのは、内心忸怩たるものがありました。もちろん、先輩、同僚、後輩の裁判官の中には、仕事を効率的にやっておられた方もいました。先輩のA裁判官は、高裁の部総括で非常にお忙しかったはずなのに、仕事は、基本的に午後5時までに終わらせている、それ以降は趣味等に充てる時間だとおっしゃっていました。高裁の部長は極めて忙しく、私などは睡眠時間が一番短くなった時期だっただけに、尊敬するしかありません。陪席のT裁判官は、共働

きの裁判官で子供さんもいる家庭がありましたが、事件処理は、ほとんど平日午後5時までの在庁時間中に処理されていました。和解は時間がかかるからとほとんどが判決での処理でした。パソコンのキーボードを速射砲のように打っておられたのが今でも目に浮かびます。

栗本：実に多様な働き方があるのですね。地裁所長や高裁部総括という、組織のマネジメントや統括を経験された立場から見て、優れた法律家だと感じる人に共通する素養は何でしょうか。

揖斐：法律的知識や見識は当然として、考え方が柔軟で多角的な検討ができるということではないでしょうか。事実の認定においても、解決案の策定においても、多角的な検討をすることが必要不可欠です。私自身は、これまでどちらかというと考え方が固いと言われることが多かったように思いますので、柔軟な発想ができる人はうらやましいと思ってきました。なかなかそうした素養を十分に身につけることができなかったように思っており、残念です。

栗本：常に多角的な視点を持ち続けることが重要なのですね。今回、裁判官から弁護士という立場に変わられて、視点の変化などはありましたか。

揖斐：実は、弁護士登録をして半年近くになったのですが、残念ながら、まだ弁護士になってのギャップといえるほど、弁護士業務に馴染んでいないというのが実感です。一方当事者の代理人の立場で考えるといっても、まだ、つい裁判官の立場で事件の筋を考えてしまったりするところがあり、これから事務所の先輩方に教えていただかなければいけないですね（笑）。

裁判実務について

栗本：法律家の主な仕事の1つは書面の起案ですが、裁判官から見て読みやすい主張書面とは、どのようなものでしょうか。

揖斐：一言でいえば、「簡にして要を得たわかりやすい書面」ということになると思います。もちろん事案によっても違うのですが、一般的にあまりにも長い書面は、読む前からうんざりしてしまい、かえって重要な点を読み落としてしまう可能性もあります。複雑な事件で正確に書くとしても長くならざるを得ないという場合に、書面の最初に要約を掲げてある場合がありますが、これは良い工夫だと思いました。

栗本：伝えるための基本は、やはり情報を整理して「簡潔に届ける」ことに尽きますね。ところで、裁判期日での弁護士の言動や態度が、裁判官の心証に影響を与えることはあるのでしょうか。

揖斐：基本的には、弁護士の先生の言動により訴訟について何らかの心証を得るということはないと思います。訴訟の心証は、あくまで「主張とそれを根拠付ける証拠があるかどうか」に基づきます。ただし、弁護士の先生の主張が証拠とあっているかどうか気になるということはありません。

栗本：証拠との整合性が重要ということですね。では、証人尋問での証人や当事者の態度についてはいかがでしょうか。信用性に影響を与えるのでしょうか。

揖斐：尋問の信用性は、まずは「動かしがたい事実」や、それらを結んだ延長上にある事実との整合性、乖離の程度といった客観的な点から判断されると思います。証人や当事者の尋問での態度も信用性判断に影響はしますが、その程度は大きくはありません。例えば、これまで裁判所に一度も来たことがないようなご本人や証人が、裁判所に来て落ち着かないそぶりをされていたとしても、そうした態度だけで何らかの心証を得ることはないと思います。

栗本：そうなのですね。ちなみに、弁護士の反対尋問が成功したと感じた事件はどのくらいありましたか。

揖斐：具体的な数値を言うことはできませんが、全体的な印象としては多くない、はっきり言えば非常に少ないという印象です。逆に、反対尋問によって、主尋問の内容をより固めてしまう結果になってしまう例がよくあります。また、本人に対する主尋問でも、事前に提出されていた主張や陳述書と異なる供述が飛び出してきて驚いたという例もありました。効果的な尋問をするのは難しいなあと感じていました。もちろん詳細な準備がされ、多くの弾劾証拠を提出して、主尋問をボロボロにしたという事件もありましたが、極々例外的でした。

栗本：反対尋問はやはり難しいものですね。客観的な証拠が少ない民事事件や、感情対立の激しい家事事件では、どのように事実を見極めていたのでしょうか。

揖斐：客観的な証拠が少ない場合であっても、事実認定の方法自体は、通常の事件と変わらないと思います。証拠等から認定できる「動かしがたい事実」を積み重ねるとともに、それらを結んだ線（ストーリー）からの乖離がどれだけあるかといったことを中心として事実を認定していくしかないと思います。この点は、当事者の感情が激しくぶつ

かりあっているような事件であっても同様です。ただ、そうした事件の場合には、当事者同士が直接会うような場面ができる限り避けた方がよいということもありますので、そうした観点での考慮を要することがありますね。

栗本：先生がこれまで担当された中で、特に印象に残っている事件はありますか。

揖斐：個人情報の管理の観点から、具体的なお話はできませんが、類型としては、地裁で担当していた医事事件は印象に残っています。自分自身もいつでも原告の立場になることがあり得ること、通常はこうした経過をたどることはないと思うような経過を辿っている例が多いこと、そうすると、どうしてこうした結果になってしまったのか、その原因は何か、医療者側に責任がなかったのかと考える原告の考えに、素朴に共感ができたように思います。終局の仕方でいえば、和解で紛争の全体的な解決ができ、当事者双方からお礼を言われたような事件は、数が非常に少ないものの、印象に残っています。他に、例えば、株主代表訴訟で高額な認容判決をした例や、選挙訴訟で違憲状態である旨の判断をした例もあります。



これからの民事裁判について

栗本：私たちの世代は修習時から「Teams」などを活用した民事裁判のIT化が当たり前になっており、今年の5月からは「mints」による書面の電子提出もついに義務化されました。揖斐先生の目にはこの劇的な変化はどう映っていますか。

揖斐：私は、紙を前提とした完全にアナログの世代ですから、若い先生方からすると化石世代かもしれません（笑）。昭和55年に裁判官に任官してから、今年で46年目となりますが、これまでの変化を振り返ると、ワープロ・パソコンの導入が大きかったように思います。それまでは起案の加除訂正を繰り返すと訂正で真っ黒になり、清書をし直さなければならず大変でした。ワープロが利用できるようになると、こうした修正が自由にできるようになったのは非常に有り難かったです。

今回のデジタル化は、裁判の在り方が大きく変わり、それに伴いそこに携わる法曹三者の仕事のやり方も大きく変わります。そのインパクトの大きさは、ワープロの導入の比ではありません。社会全体のデジタル化の動きに対応するものであって、デジタル化世代の利用者の利便性の大幅な向上につながられるものと期待しています。ただ、紙に慣れ親しんだ世代である私には、これからはついて行くのが大変な時代になったなあというのが実感ではありますが（笑）。

栗本：AIの台頭や法的ニーズの多様化など、これからの法律家の在り方に不安を覚えることもあります。

揖斐：AIは急激に進歩しており、これからはAIを活用してより効率的な法的サービスを提供することが求められるでしょう。今後、民事裁判がフェーズ3を迎え、デジタル判決書のデータベースが本格的に蓄積されていくと、判決予想の精度がずっと高くなることが想定されます。契約書等の作成、法的チェックや争点整理などにも、その利用は大きく進んでいくと思います。デジタル化の中で成長してこられた若手の先生方には、AIもすんなりと活用して、より充実した法的サービスを提供していかれるのではないのでしょうか。

日々の過ごし方について

栗本：揖斐先生が40年以上の長きにわたり、裁判官として第一線で、時に重大な決断を下し続けられたそのタフなメンタルの保ち方や、健康管理の秘訣があればぜひ伺いたいです。

揖斐：実は、私自身は、メンタル自体はあまり強くもタフでもないんです。これまでもストレスが多かったときに心臓の期外収縮（いわゆる脈が飛ぶというもの）が15%もあり、気を付けるようにと言われていたのですが、その後、ストレスを感じる事が少なくなると、期外収縮が減りました（散発が見られるという程度）。

ただ、急な病気等で休むことになると、担当している事件の期日を延期等せざるを得なくなり、当事者に大きな迷惑をかけることとなります。そのため、当然ではありますが、できるだけ病気等にならないように日ごろから健康に気を付けるといったことは、自然と身に着いたように思います。特段のことではなく、例えば、規則正しい生活を送るとか、うがい、手洗い等を励行するといったものです。結果として、有り難いことに、これまで病気のため、期日を延期したりしたことはほとんどありませんでした。

栗本：プロとしての強い責任感が日々の習慣を支えていたのですね。余暇はどのようにして過ごされているのでしょうか。趣味などありますか。

揖斐：趣味といえるかどうかわかりませんが、裁判官は、机に向かったの座り仕事を中心ということもあって、時々腰痛に悩まされるようになりました。重症化するわけではないのですが、腹痛対策として何かをしようと考え、ウォーキングを始め、毎日、データを記録するようになりました。ウォーキングの記録を取り出して、今年で29年目になります。最初の頃は、ウォーキングのグループに入って、週末と一緒にウォーキングに出かけるなどしており、余裕で1日1万歩を超えていましたが、仕事が忙しくなった時には歩数が減少し、1日5000歩近くまで下がりました。今は、また増えてきており、2年前にやっと記録を取りだして

からの全体の平均で1日1万歩を超えるところまで回復してきました。

「健康は、毎日のウォーキングから（笑）」といったところですよ。

栗本：29年間、毎日1万歩は素晴らしいですね。日々の積み重ねが、40年以上もの長きにわたる激務を支える力になっていたのだと深く合致いたしました。

デジタル化やAIの台頭など、これからの司法界は大きな変革期を迎えますが、揖斐先生が大切にされてきた「柔軟に多角的な視点を持つこと」、そして「簡にして要を得る」という実務の本質は、いつの時代も変わらない法曹の原点なのだと、お話を伺いながら強く実感いたしました。

これから当事務所で、揖斐先生の豊かなご経験と温かいお人柄から多くのことを学ばせていただけるのが、本当に楽しみです。本日は大変貴重なお話をありがとうございました！

旅行中の1枚



私 的 絵 画 百 選 ②⑤

黒田清輝『花野』

1866年（慶応2年）に鹿児島市高見馬場に生まれ、1929年（昭和4年）3月8日没。

この作品は1907年(明治40) から1915年（大正4）にかけて描かれた。

縦126.5 cm× 横181.2 cm 油彩 カンヴァス

東京国立博物館蔵



今回は、黒田清輝の『花野』です。

黒田清輝と聞けば、団扇を持った浴衣姿の女性が湖を眺める絵『湖畔』を思い浮かべる方が多いと思います。あるいは、窓辺で読書するフランス人女性を描いた『読書』を思い浮かべる方もあるでしょう。今回ご紹介するのは、未完の大作といわれている『花野』です。

鹿児島城下に薩摩藩士の子として生まれた黒田は、叔父の養嗣子となり、上京。養父が元老院議員を務めるなど政府の要人であり、黒田自身も法律家を目指したことがあるようです。日本で英語フランス語を学んだのち、フランスに留学しました。約10年間の留学中に法律家ではなく画家になることを決意します。日本公使館に出入りするうちに山本芳翠ら画家や美術商の林忠正らに出会ったことが契機となりました。養父からは反対されながら法律学校を退学し、画家ラファエル・コランに師事しました。官展で入選を重ね、フランス政府の作品買い上げも得たというのですから、素晴らしいものです。

コランは、外光表現を取り入れた女性像をよく描いていたと言われますから、その影響を大いに受けていたと思います。また、当時、『読書』のモデルとなった女性マリア・ビヨも住んでいたパリ郊外の村には海外から来た芸術家達が住んでいたようで、村にも知遇を得て制作に励みました。

帰国後20年に亘り、リベラルな気風とともに、パリで学んだ西洋絵画の基礎技法、素描、油彩を東京美術学校、白馬会、文展などで各方面に伝えていきました。

さて、『花野』では、草花の咲く戸外、野原で、3人の半裸の女性たちが寝そべって、緩やかな雰囲気ですり合っています。柔かい日差し、下半身には、布を纏っていますが、姿勢は横向き、後ろ向き。しかし細部は塗り残し？仕上げ未了といった印象で、未完と言われる所以です。明るい光と空気に包まれた画面、明るい色彩と筆致は19世紀フランス絵画の傾向の一つです。

黒田がそこまで意識したかどうかはわかりませんが、三美神は、ヨーロッパ絵画の伝統的な画題の一つです。現代絵画でも、例えばピカソも三人の女という題で、描いていたりします。ギリシャ神話の三女神は、輝きや優雅さ、歓喜や楽しさ、豊穡や繁栄を表し、三人が寄り合い、一人が背を向ける構図を取ることが多いと思います。

黒田には、1900年パリ万博に出展した『智・感・情』という、日本人女性を初めてモデルとしたという三人の女性の裸体をそれぞれ独立させて描いた立像の作品があります（東京国立博物館黒田記念館に所蔵）。その作品と比べると、すでに裸婦を多数描いていた中で、『花野』の3人の女性は、思うがままに、のびやか、描きたい、といった柔らかな印象を与えてくれます。全く何も纏っていない立像がまだ当時物議を醸したということです。腰に布をまとわせて、そんな議論はどうでもよいといった、精神の自由さもまた感じられるように、私には思えます。

（池田桂子）